

別表（第2条関係）

補 助 事 業 名	自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助事業 (地域脱炭素移行・再エネ推進事業)
補 助 事 業 の 目 的	自家消費型住宅用太陽光発電設備及び蓄電池を一体的に導入する市民を支援することにより、環境影響の少ない太陽光発電設備の設置を推進し、温室効果ガスの排出の削減を図る
補 助 事 業 の 対 象 と な る 者	次のいずれにも該当する者とする。 1 尼崎市内で自ら居住する新築・既築戸建て住宅に太陽光発電設備（自家消費型）及び蓄電池を一体的に導入する者 2 脱炭素先行地域計画提案書に定める対象エリアに該当しない者 3 別紙に記載の「交付要件該当に係る確認書」を遵守できる者 4 暴力団排除にかかる誓約ができる者 5 補助金による設備設置を行い、設置後県が実施する調査に協力できる者
補 助 事 業 の 対 象 と な る 経 費	太陽光発電設備・定置用蓄電池の購入費用及びその設置に係る工事費用（それぞれ単体の導入は補助対象外）。 自己所有に限る。
補 助 率	1 太陽光発電設備：7万円/kW（上限：5kW） 2 定置用蓄電池：蓄電池の価格（円/kWh）の1/3以内 ただし、下記価格の1/3を上限とする。（工事費込み・税抜き） （上限：14.1万円/kWhの1/3、5kWh） ※1台あたりの容量が20kWh未満であること。
補 助 金 の 額	予算の範囲内 ※予算残高が申請金額よりも少額の場合、交付決定額は予算残高の金額とする。
適 用 除 外 す る 条 項	
そ の 他 の 事 項	

別 に 定 め る 事 項

関 係 条 項	内 容
第 3 条	(添付書類) 1 自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入計画書（別添様式1） 2 委任状（申請者以外の代理人が申請手続きをする場合） （別添様式2） 3 見積書及び見積内訳書の写し又は契約書及び契約内訳書の写し 4 （既築住宅の場合）設置する土地・建物の全部事項証明書又は固定資産税評価証明書等の写し （共有名義の場合）太陽光発電設備設置に係る承諾書 （借地の自己所有の建物に設置する場合）太陽光発電設備設置に係る承諾書 5 （既築住宅の場合）申請者の設置地への居住状況を示す公的書類（住民票、住民票記載事項証明書の写し） （単身赴任中により住民票が別の場所の場合） 補助対象住宅に居住できない理由証明書 6 設置する太陽光発電設備及び蓄電池の仕様がわかるもの（カタログ等の写し） 7 機器設置前の現況写真 8 発電量及び自家消費量に係る根拠書類（シミュレーション等） 9 （国の補助金を利用する場合）太陽光発電設備等について補助を受けていないことが確認できる書類 10 交付要件該当に係る確認書 (指定期日) 別に指定する日
第 7 条 第 1 項	(軽微な経費配分の変更) 補助事業の対象となる経費相互間の 20%以内の変更をする場合 (軽微な事業内容の変更) 次に掲げる変更以外の変更 事業内容の新設、廃止 (添付書類) 第3条の添付書類に準ずる。 (指定期日) 別途通知する。
第 9 条 第 1 項	(報告事項等) 必要が生じたときは別途通知する。

第 1 1 条	(添付書類) 1 自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入実績報告書（別添様式3） 2 請求書の写し 3 領収書の写し 4 契約書及び契約内訳書の写し（申請時に提出があった場合を除く） 5 補助対象設備の保証書の写し 6 （新築住宅の場合）設置する土地・建物の全部事項証明書等 （共有名義の場合）太陽光発電設備設置に係る承諾書 （借地の自己所有の建物に設置する場合）太陽光発電設備設置に係る承諾書 7 （新築住宅の場合）申請者の設置地への居住状況を示す公的書類 （住民票、住民票記載事項証明書の写し） 8 電力会社との接続契約書、売電契約書等（FIT 認定を受けていない再生可能エネルギー発電設備用）の写し 9 （非FIT 売電なしの場合）逆潮流防止装置の設置が確認できる書類 10 補助対象設備が電力会社の電力系統に接続する日を確認することができる書類 11 建物の外観及び設備の設置が確認できる写真 12 県税の滞納がないことを証明する書類、市税の滞納がないことを証明する書類 13 （期間内に設備の保証書又は電力会社との契約に関する書類がそろわない等実績報告に遅延が生じる場合）遅延理由書 (指定期日) 別に指定する日
第 1 9 条 第 1 項	(処分制限期間) 法定耐用年数 太陽光発電設備：17 年 蓄電池：6 年